

# 修郎先生の事件簿

就労ビザ専門会社の現場から

佐生修郎(さしゅう・しゅうろう)は就労ビザ専門会社に働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

鈴木 鈴木 大変だ、大変だ、武漢ウイルス(新型コロナウイルス)が猛威を奮

っているよ。佐生修郎「世界の国々が国防という意味あいでの「入国制限」を始めているね。」

鈴木 ちょうど人事異動の季節だから本社人事の芋洗坂部長がプチパニック状態だよ。どう対応したら良いか勘所を教えてください?

佐生 ふむ。まずは冷静に現状把握だ。そのためには入国制限の基本的な仕組みを知っておくと良いぞ。

鈴木 入国制限に基本的な仕組みなんてあるの?

佐生 ある。入国制限において、国は三つの関所を設けている。一つ目は「ビザを発給・発効させるかどうか」、二つ目は「入国をさせるかどうか」、そして三つ目は「検疫するかどうか」だ。この三つの関所の通過条件を変えることによって入国制限の強度をコントロールしているのだ。

鈴木 現在(2020年3月31日)、到着ビザ(VOA)は発給停止。ビザ免除措置も停止。就労ビザなど他の種類のビザ申請には「健康証明書」と「誓約書」を提出しなければならぬ。これが一つ目の関所での条件だね。

佐生 「ビザ」というのは、「その人物がその目的で入国しても差し支えない」と示す証書であり「原則として入国前に事前に審査を受けて在外公館で発給を受けるものである」と定義されているよ。参考まで。

## 佐生修郎 心得えの条

- 一 入国制限の三つの関所の仕組みを意識して現状把握すること。
- 二 今のような混乱期において対応策を策定する際、「ホームで闘う」を意識して臨むことよ。

鈴木 二つ目の関所で、中国はじめ10ヶ国の指定地域からの渡航であれば入国禁止になるのだね。

佐生 そう。そしてそれ以外の国からの渡航であれば、問診票で症状の有無を自己申告し、検温を受け、直近7日以内の「健康証明書」を提示して健康である旨を証明する事、これらが二つ目の関所を通る条件だ。

鈴木 でも、ルトノ外相が記者会見で「全て外国人のインドネシア訪問を禁止する」と言っていたよ。

佐生 これは一つ目の関所と二つ目の関所を同時に強化するものになるかもしれない。一つ目の関所では、全てのビザの発給停止や発給済みビザの無効化、そして二つ目では、全ての外国からの外国人渡航者の入国禁止。

鈴木 ええインバクトが大き過ぎるよ。でもITAS滞在許可を持っている人は例外なのだよね。

佐生 自国民ではないけれど、それに準じる位置づけとして扱われる。だから、既に一つ目の関所は自動的にクリアしているし、二つ目の関所も入国禁止の枠組みには入らない。

鈴木 最後に三つ目の関所、検疫は今のところ強制力のある措置は定めていないけど、一部の企業では自主的に入国後14日間の自宅待機を経てから出社させているね。

佐生 どうやら入国制限の仕組みとインドネシアの現状がわかったようだね。

鈴木 じゃあ、これからどう行動すればよいのかなあ?

佐生 今回の武漢ウイルスの対応については、在インドネシア日本大使館/領事館が頻りに、しかも詳しく情報をメールやHPで流してくれている。それをき

つちりチェックして自分の頭を最新情報でアップデートしていく。

鈴木 めまぐるしく状況が変わるからね。

佐生 ここで慌ててはいけない。情報過多だと頭が混乱して正しい判断が出来ないからね。ひと呼吸おいて冷静に、先の三つの関所の条件がそれぞれどうなったかを見極め対応を検討する。

鈴木 近隣諸国の状況も考えちゃうのも混乱の元なのだよ。

佐生 お勧めなのはこのような混乱期には出来るだけ「ホームグラウンド」で闘うという意識を持つことだ。選択肢が絞られて対応策がまとまり易くなるよ。

鈴木 僕なら日本人だからホームは日本国。そして滞在許可があるからインドネシアもホームと言えるかな。

佐生 そうだ、ホームでなら、急な変化に柔軟に対応できるし自分自身の力も発揮しやすいはずだ。

鈴木 わかった。情報収集、冷静な検討、そしてホームで闘うだね。

佐生 厳しい入国制限も必ず時限があるし、ウイルスの惨禍も必ず終わりがあ

る。さあ一緒にこの困難を乗り越えよう。

ていけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ピー・エム入社。フジスタッフへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。53歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。



小池雄一

「修郎先生の事件簿」は「原則、毎月第1水曜日に掲載します。」